

日時：令和3年12月4日(土) 11:00~11:40

開催方式：完全ウェブ配信

1. 支部会員数について(令和3年11月29日現在)(所要時間1分)

正会員：970名

準会員：171名

支部役員：11名

監事：2名

JCS-ITC 幹事・禁煙推進担当幹事・支部事務担当幹事：各1名

支部評議員：100名

功労会員：41名

2. 第119回四国地方会の経過について(所要時間5分)

会長：徳島赤十字病院 副院長 細川 忍

会期：令和3年12月4日(土)

会場：WEB 開催

1) 一般演題：46題

2) 学生・初期研修医セッション：23題

3) 若手研究者奨励賞：4題

4) 教育講演：2題

①座長) 徳島赤十字病院 心臓血管外科 部長 福村 好晃

「救命困難な急性A型大動脈解離例に対するアプローチ -臨床から基礎研究へ、そして臨床へ-

神戸赤十字病院 心臓血管外科 部長 築部 卓郎

②座長) 徳島赤十字病院 副院長 細川 忍

「40年の循環器臨床研究から学んだもの」

熊本大学 学長 小川 久雄

5) ランチョンセミナー4題

6) スポンサーセミナー2題

7) ダイバーシティシンポジウム

8) 特別企画

9) 特別講演「成人先天性心疾患」：2題

座長) 高知大学医学部 小児思春期医学講座 講師 山本 雅樹

徳島赤十字病院 循環器内科 馬原 啓太郎

コメンテーター)

国立病院機構四国こどもとおとなの医療センター 小児循環器内科 宮城 雄一

近森病院 循環器内科 部長 中岡 洋子

「Lifelong cardiology：成人先天性心疾患診療体制の構築を目指して」

愛媛大学大学院医学系研究科 地域小児・周産期学講座 教授 檜垣 高史

「循環器内科医から見た当院における成人先天性心疾患の現状」

香川県立中央病院 循環器内科 部長 野坂 和正

10) 市民公開講座

【中国地方会】

会長：岡山大学医歯薬学総合研究科 心臓血管外科 教授 笠原 真悟

会期：令和3年11月27日(土)

会場：岡山コンベンションセンター(岡山市)

3. 第 120 回中国・四国合同地方会について（令和 4 年春）（所要時間 1 分）  
会長： 広島大学大学院医系科学研究科外科学 教授 高橋 信也  
会期： 令和 4 年 5 月 28 日（土）・29 日（日）  
会場： 広島国際会議場（広島市）
4. 第 121 回地方会について（令和 4 年秋）（所要時間 1 分）  
1) 中国地方会  
会長： 山口県済生会山口総合病院 副院長 小野 史朗  
会期： 令和 4 年 11 月 26 日（土）  
会場： KDDI 維新ホール（山口市）  
2) 四国地方会  
会長： 高知医療センター 副院長 山本 克人  
会期： 令和 4 年 12 月 3 日（土）  
会場： 高知県民文化ホール（高知市）  
・ 山本克人大会長より、学会形態は未定だが、実りある充実した学会にしたいと、ご挨拶いただいた。
5. 第 122 回中国・四国合同地方会について（令和 5 年春）（所要時間 1 分）  
会長： 愛媛県立中央病院 循環器病センター長 岡山 英樹  
会期： 未定  
会場： 未定  
・ 岡山英樹大会長より、令和 5 年 5 月に松山コミュニティセンターと考えており、プログラムについては皆様のお知恵を借りながら、充実したものを作っていきたいとご挨拶いただいた。
6. 第 123 回四国地方会会長推薦について（令和 5 年秋）（所要時間 1 分） 資料 1  
・ 本日の役員会で推薦、承認された土井正行大会長より、対面で開催できるように準備を進めたい、とご挨拶いただいた。
7. 理事会報告（所要時間 5 分）  
四国地区理事： 香川大学医学部循環器・腎臓・脳卒中内科学講座 教授 南野 哲男  
\* メールにて送付しました理事会資料用 URL からご確認ください。
- ・ COI（利益相反）について  
循環器学会会員個人に対する COI と学会の様々な活動に関する COI について、内科系関連学会、16 学会で COI の共通指針を作り、それに応じたかたちで日本循環器学会も対応し、昨日の理事会で承認を受け、また近いうちに公表される循環器学会 COI についてご確認いただきたい。まず、地方会支部に大きく関与することは、学会での発表時に過去 3 年間分の COI の開示を行うことと、ランチョンセミナー等座長の方々も会の冒頭に COI 開示を行うことが求められている。また会員個人としては、役員や各種委員会委員に加え、地方会会長の COI 開示も必要となってくる。今後、地方会会長を務められる方は、それらの提示が必要となるのでご留意いただきたい。また個人のみではなく、組織の COI も今後重要となってくる。病院等に特定の企業から多くの寄付金や様々な資金が入った場合は、関連する事業を担当した人は組織 COI というコンセプトが出てくる。COI の開示というのは、一般市民の方に、前もってスポンサーとの関係性、立場等を公表し、会員の皆さまを守るための行いでもある。今後は総会も含めて、倫理委員会の講習会や勉強会に COI について取り入れていくので、これらの流れについて十分注意を払っていただくよう、よろしく願いたい。その他理事会資料について、ご質問事項等ありましたら、ご連絡ください。

8. 事務局報告（所要時間 20 分）

香川大学医学部循環器・腎臓・脳卒中内科学/総合内科 講師 石川 かおり

- ・令和2年度監査報告書・決算報告書

資料2

監事水重先生より、適正に監査を終了した旨、ご報告を頂いた。

- ・支部規定・支部運営内規・地方会運営要領改訂について

資料3

支部担当幹事石川先生より、役員会にて承認されたことをご報告いただいた。

- ・若手委員会委員・内規について

資料4

委員長：細田 勇人（近森病院 循環器内科）

- ・細田先生より、他の若手の先生とも相談しながら若手医師に興味を持っていただけるような会やイベントの開催に取り組んでいきたいとご挨拶いただいた。

副委員長：門田 宗之（徳島大学）

委員：小笠原 梢（吉野川医療センター）

高木 航（香川県立中央病院 循環器内科）

飛梅 淳（香川大学医学部附属病院 循環器内科）

榎垣 彰典（愛媛県立中央病院 循環器内科）

古島 知樹（高知大学 老年病・循環器内科学）

三好 徹（愛媛大学大学院医学系研究科 循環器・呼吸器・腎高血圧内科）

- ・ACLS コース開催状況について（所要時間 1 分）

資料5

高知大学医学部附属病院 総合診療部 教授 瀬尾 宏美

- ・禁煙推進アンケート結果について（所要時間 1 分）

資料6

愛媛県立中央病院 医局長 松岡 宏

- ・禁煙推進担当幹事松岡先生より、症例発表の際に座長より、発表者が喫煙歴を生活歴、嗜好品としている場合は冠危険因子あるいは既往歴として報告するよう、注意、指導いただきたいと依頼いただいた。

9. 地方会教育セッションの開催について（所要時間 3 分）

- ・現状、四国支部の内規では内科、外科1題ずつ、合わせて90分以上の開催により、単位が発生することになっているが、本部より今後、地方会で基礎研究セミナーを教育セッションとして開催するよう要望があったため、実施方法について、役員会において議論し、来年度より教育セッションとして内科、外科、基礎研究に関するセミナーを3講演で90分以上実施することが決定された。

10. 支部役員について（所要時間 1 分）

- 1) 辞退者：なし
- 2) 物故者：なし
- 3) 地区移動：なし

11. 支部評議員について（所要時間 1 分）

- 1) 辞退者：なし
- 2) 退会者：なし
- 3) 地区移動：なし
- 4) 3回連続無届欠席による評議員資格喪失者：なし
- 5) 新評議員推薦（以下1名）

みうら ゆうじろう

三浦 友二郎 高知大学医学部心臓血管外科 教授

推薦者：北岡 裕章（高知大学医学部老年病・循環器内科学講座 教授）

推薦者：中岡 洋子（近森病院 循環器内科 部長）

\* メールに記載しております評議員推薦書用 URL にてご確認ください。  
役員会にて、三浦先生が新評議員に承認された旨、報告があった。

12. 支部功労会員について（所要時間 1 分）

- 1) 辞退者：なし
- 2) 退会者：日浅 芳一（徳島） 三河 浩一（徳島）
- 2) 物故者：なし
- 3) 地区移動：千田 彰一（香川→埼玉）

13. 第 117 回四国地方会会計報告（所要時間 2 分）

資料 7

会長：愛媛大学大学院医学系研究科 循環器・呼吸器・腎高血圧内科学 教授 山口 修

14. その他

・石川先生より、ダイバーシティ委員会については、現在各県数名の医師により開催されているが、今後、他職種の意見を取り入れて、会の運営をしていくために、各県数名ずつ外科医、もしくはコメディカルの方をダイバーシティ委員に推薦いただきたい。また地方会において、コメディカルの方が参加しづらいセッションが多いという意見があり、地方会において他職種が参加しやすいセッションを開催していただきたいという要望があったと報告された。

## 歴代会長一覧

開催年	回		開催都市	会長名	所属
23年	98	合同	徳島	佐田 政隆	徳島大学
	99	(中国)	下関	藤井 崇史	山口県立総合医療センター
		(四国)	高知	瀬尾 宏美	高知大学
24年	100	合同	広島	木原 康樹	広島大学
	101	(中国)	出雲	織田 禎二	島根大学
		(四国)	松山	風谷 幸男	愛媛県立中央病院
25年	102	合同	高松	坂東 重信	香川県立白鳥病院
	103	(中国)	米子	山本 一博	鳥取大学
		(四国)	徳島	赤池 雅史	徳島大学
26年	104	合同	岡山	伊藤 浩	岡山大学
	105	(中国)	宇部	矢野 雅文	山口大学
		(四国)	高松	上枝 正幸	三豊総合病院
27年	106	合同	松山	泉谷 裕則	愛媛大学
	107	(中国)	広島	東 幸仁	広島大学
		(四国)	高知	北岡 裕章	高知大学
28年	108	合同	松江	中澤 芳夫	済生会江津総合病院
	109	(中国)	岡山	上村 史朗	川崎医科大学
		(四国)	松山	岩田 猛	愛媛医療センター
29年	110	合同	高知	渡橋 和政	高知大学
	111	(中国)	倉敷	門田 一繁	倉敷中央病院
		(四国)	徳島	藤永 裕之	徳島県立中央病院
30年	112	合同	広島	三浦 俊郎	徳山中央病院
	113	(中国)	松江	城田 欣也	松江赤十字病院
		(四国)	高松	南野 哲男	香川大学
令和1年	114	合同	高松	山田 博胤	徳島大学
	115	(中国)	広島	榎野 新	中国労災病院
令和2年	116	(四国)	高知	川井 和哉	近森病院
		合同	岡山	萩野 和秀	鳥取赤十字病院
	117	(中国)	松江	小田 強	島根県立中央病院
令和3年	116/118	(四国)	松山	山口 修	愛媛大学
		合同	高松	萩野 和秀	鳥取赤十字病院
	119	(中国)	岡山	堀井 泰浩	香川大学
令和4年	120	(四国)	徳島	笠原 真悟	岡山大学
		(中国)	徳島	細川 忍	徳島赤十字病院
	121	(四国)	高松	山本 克人	高知医療センター
令和5年	122	合同	松山	岡山 英樹	愛媛県立中央病院

# 監査報告書

2021年5月6日

四国支部  
支部長 南野 哲男 殿

高松市丸の内 2-5  
コンテニール新館 3階  
四国支部  
支部監事 水重 克文  
池田俊太郎



2020年4月1日から2021年3月31日までの2020会計年度における会計及び業務について監査を行った。

監査の結果、財政状態並びに正味財産増減及び収支の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認め、事業報告書の内容についても真実であると認める。

以上

## 正味財産増減計算書

2020年 4月 1日から2021年 3月31日まで

一般社団法人日本循環器学会  
法人会計四国  
(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受 取 会 費	[ 2,132,000]	[ 1,900,000]	[ 232,000]
支 部 会 費	2,132,000	1,900,000	232,000
事 業 収 益	[ 10,666,000]	[ 21,431,363]	[△ 10,765,363]
広 告 掲 載 料 収 益	220,000	1,899,000	△ 1,679,000
学 術 集 会 参 加 費 収 益	1,468,000	2,977,000	△ 1,509,000
教 育 セ ッ シ ョ ン 参 加 費 収 益	341,000	371,000	△ 30,000
共 催 セ ミ ナ ー 収 益	4,840,000	9,260,000	△ 4,420,000
展 示 会 収 益	0	1,550,363	△ 1,550,363
受 講 料 収 益	3,797,000	5,374,000	△ 1,577,000
受 取 補 助 金 等	[ 0]	[ 481,718]	[△ 481,718]
民 間 助 成 金	0	481,718	△ 481,718
受 取 寄 付 金	[ 850,000]	[ 2,113,000]	[△ 1,263,000]
受 取 寄 付 金	850,000	2,113,000	△ 1,263,000
雑 収 益	[ 550,152]	[ 195,563]	[ 354,589]
受 取 利 息	152	163	△ 11
雑 収 益	550,000	195,400	354,600
経常収益計	14,198,152	26,121,644	△ 11,923,492
(2) 経常費用			
事 業 費	[ 11,960,578]	[ 23,365,574]	[△ 11,404,996]
臨 時 雇 用 費	279,000	612,000	△ 333,000
会 議 費	209,010	2,499,673	△ 2,290,663
旅 費 交 通 費	0	580,270	△ 580,270
通 信 運 搬 費	297,349	373,359	△ 76,010
消 耗 品 費	52,122	24,429	27,693
印 刷 製 本 費	1,210,250	633,422	576,828
ブ ロ グ ラ ム 印 刷 費	0	488,455	△ 488,455
招 請 謝 金 費	274,190	2,110,642	△ 1,836,452
諸 謝 金 費	2,790,375	4,324,413	△ 1,534,038
賞 金 費	170,000	180,000	△ 10,000
租 税 公 課	0	200	△ 200
会 場 借 上 費	202,970	1,788,724	△ 1,585,754
会 場 借 設 営 費	5,297,947	4,855,148	442,799
委 託 費	1,085,315	4,779,221	△ 3,693,906
手 数 料 費	92,050	110,380	△ 18,330
雑 費	0	5,238	△ 5,238
管 理 費	[ 1,517,598]	[ 1,523,614]	[△ 6,016]
臨 時 雇 用 費	688,586	817,793	△ 129,207
旅 費 交 通 費	61,630	118,250	△ 56,620
通 信 運 搬 費	115,529	103,548	11,981
消 耗 品 費	182,380	1,165	181,215
賃 借 料 費	291,771	376,132	△ 84,361
共 益 費	176,602	105,096	71,506
手 数 料	1,100	1,630	△ 530
経常費用計	13,478,176	24,889,188	△ 11,411,012
評価損益等調整前当期経常増減額	719,976	1,232,456	△ 512,480
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	719,976	1,232,456	△ 512,480
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0



科 目	当年度	前年度	増 減
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他 支 部 振 替 額	[ 900,000]	[ 1,582,785]	[△ 682,785]
本 部	900,000	1,582,785	△ 682,785
当期一般正味財産増減額	1,619,976	2,815,241	△ 1,195,265
一般正味財産期首残高	14,291,109	11,475,868	2,815,241
一般正味財産期末残高	15,911,085	14,291,109	1,619,976
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	15,911,085	14,291,109	1,619,976



## 一般社団法人日本循環器学会 支部規程

## (総則)

第1条 この規程は、一般社団法人日本循環器学会（以下「日本循環器学会」という）各地区の支部（以下「各支部」という）の遵守すべき事項を定める。

## (事務局)

第2条 各支部の事務局は、日本循環器学会定款施行細則に定める地区に置く。

## (目的および事業)

第3条 各支部は日本循環器学会の目的達成のため次の事業を行う。

- 1) 地方会の開催
- 2) 日本循環器学会国際トレーニングセンター（JCS-ITC）としての講習会等の開催
- 3) 日本循環器学会本部からの委託事項の処理
- 4) その他目的の達成に必要な事業

## (会員)

第4条 各支部の会員は、当該地区に所属する日本循環器学会の正会員および準会員とする。

2. 支部名誉会員/支部特別会員/支部顧問等の設置は各支部役員会で定めることとする。

## (社員)

第5条 社員とは、日本循環器学会定款及び定款施行細則に基づき選出された各支部に所属する社員をいう。

## (支部長)

第6条 各支部に支部長1名を置く。

2. 支部長は定款に基づき選出された支部所属理事の協議で決定し、支部社員総会において報告する。
3. 支部長は支部を統括する。
4. 支部長の任期は2年とし、再任を妨げない。

## (支部役員)

第7条 各支部に支部役員を若干名置く。

2. 支部役員は支部所属理事及び支部長の推薦で選出された会員とし、支部長を除いた支部役員を支部社員総会で承認する。
3. 支部役員は、地方会、事業計画・報告、予算・決算、その他支部長の求めに応じて支部運営にあたる。
4. 支部役員の任期は2年とし、再任は妨げない。

## (支部監事)

第8条 各支部に支部監事を若干名置く。

2. 支部監事は支部長が候補者を会員から推薦で選出し、支部社員総会で承認する。
3. 支部監事は支部の監査を行い、不正の事実があれば支部社員総会及び日本循環器学会本部に報告する。
4. 支部監事の任期は2年とし、連続して就任できる期数は3期までとする。

## (支部幹事)

第9条 各支部に支部幹事を若干名置く。

2. 支部事務局担当幹事および JCS-ITC 担当幹事の設置は必須とする。
3. 支部幹事は支部長が会員から選出する。
4. 支部幹事は支部長を補佐し、役員会/社員総会において会計報告及び JCS-ITC 業務の報告等を行う。
5. 支部幹事の任期は支部長の任期に準じ、再任を妨げない。

(支部評議員)

第 10 条 各支部に支部評議員を置くことができる。

2. 支部評議員は会員から選出する。
3. 支部評議員は支部業務を補佐する。
4. 支部評議員の選出方法/任期/定年等は各支部役員会で定めることとする。

(地方会会長)

第 11 条 各地方会に会長を若干名置く。

2. 地方会会長は支部役員会の推薦で選出し、支部社員総会において承認する。
3. 地方会会長は地方会を主催し、その経理/事業内容を支部役員会及び支部社員総会に報告する。
4. 地方会会長の任期は、主催地方会にかかる業務が完了するまでとする。

(支部役員会)

第 12 条 支部役員会は、支部役員で構成する。

2. 支部役員会は年 1 回以上開催し、主に以下の事項を扱う。
  - 1) 事業計画・事業報告及び予算・決算の承認
  - 2) 地方会会長の選出
  - 3) 支部運営上重要な規則の承認
  - 4) その他本支部の運営に必要な事項の確認 (JCS-ITC 報告など)
3. 予算もしくは事業計画に大幅な変更が見込まれる場合には臨時支部役員会を開催しなければならない。
4. 支部役員会は支部長が招集し議長となる。ただし支部長に事故あるときは他の支部役員が招集する。この場合、議長は支部役員の協議により選出する。
5. 支部役員会は過半数が出席しなければ、その議事を決議できない。ただし、当該議事につき予め書面をもって意思を表示したもの、および他の支部役員を代理人として表決を委任したものは出席者とみなす。
6. 支部役員会の議事は出席者の多数決をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(支部社員総会)

第 13 条 支部社員総会は、社員で構成する。

2. 支部社員総会は年 1 回以上開催し、主に以下の事項を扱う。
  - 1) 事業計画・事業報告及び予算・決算の確認
  - 2) 決定された支部長の確認
  - 3) 支部役員・支部監事・地方会会長の承認または解任
  - 4) 支部運営上重要な規則の確認
  - 5) その他本会の運営に必要な事項 (JCS-ITC 報告など)
3. 支部社員総会は、支部長が招集し、議長となる。ただし支部長に事故あるときは他の支部役員が招集する。この場合、議長は支部役員の互選により選出する。
4. 支部社員総会は支部社員の過半数が出席しなければ、その議事を決議できない。ただし、当該議事につき予め書面をもって意思を表示したもの、および他の支部会員を代理人として表決を委任したものは出席者とみなす。

5. 支部社員総会の議事は出席者の多数決をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(支部評議員会)

第 14 条 支部評議員会は、支部評議員で構成する。

2. 支部評議員会は年 1 回以上開催し、以下の事項の報告を受ける。

- 1) 予算・決算
- 2) 事業計画および事業報告
- 3) 地方会会長及び地方会開催地
- 4) 支部長の選出結果
- 5) その他本会の運営に必要な事項 (JCS-ITC 報告など)

3. 支部評議員会は、支部長が招集し、議長となる。ただし支部長に事故あるときは他の支部役員が招集する。この場合、議長は支部役員の協議により選出する。

(支部事務局業務)

第 15 条 支部事務局業務とは、支部役員会、支部社員総会、支部評議員会の運営、各事業の補助等をいう。

2. 支部事務局業務は、原則支部年会費収入の範囲内で収支均衡に努めなければならない。
3. 支部事務局業務にかかる経費精算の職務権限について、予算内経費精算は、支部事務局担当幹事による確認を必要(事後確認可)とする。予算枠外使用については、20 万円未満が支部長承認、20 万円以上が支部役員会承認を事前に必要とする。
4. 各支部は全事業の会計報告を毎月すみやかに本部事務局に報告することとする。

(地方会)

第 16 条 各支部は地方会を年 1 回以上開催する。

2. 地方会に演題を提出する者は原則として会員でなければならない。
3. 地方会収支について、原則、収入の範囲内で費用支出を行うこととし、収支均衡に努めなければならない。
4. 地方会において新たな試みを実施する場合は、事前に地方会会長と支部長で協議を行うこととする。
5. 地方会における参加費等の現金取り扱いについて、不正や過誤が発生しない体制を整えなければならない。
6. 地方会の経費精算は、地方会会長もしくは会長が定めた者が内容を確認したうえで実施する。なお全ての精算を原則地方会終了後 2 ヶ月以内に完了させること。

(JCS-ITC 講習会)

第 17 条 各支部は JCS-ITC 講習会を JCS-ITC 担当幹事が計画を取り纏め、開催する。

2. 講習会収支について、原則収入の範囲内で費用支出を行うこととし、収支均衡に努めなければならない。
3. JCS-ITC 講習会に関わる経費精算の職務権限について、予算内経費精算は、JCS-ITC 担当幹事による確認を必要(事後確認可)とする。予算枠外使用については、20 万円未満が支部長承認、20 万円以上が支部役員会承認を事前に必要とする。

附則

- 1) 本規則は、平成 27 年 2 月 1 日から試行期間とし、平成 28 年 4 月 1 日から完全実施とする。
- 2) この規程の改廃は日本循環器学会理事会の議決を経なければならない。

## 一般社団法人日本循環器学会 四国支部運営内規

## (総則)

第1条 この内規は、一般社団法人日本循環器学会 支部規程を四国支部（以下「本支部」という。）において運用するために必要な事項を規定し、円滑な学会活動を推進することを目的とする。

## (支部事務局)

第2条 本支部の事務局は当分の間、高松市丸の内2番5号ヨンデンビル新館3階に置く。

## (支部長)

第3条 2年毎に行われる理事選出選挙の後、第6条2項に沿い支部長を決定するが、支部長の任期開始日は**理事就任開始日とする**。

- 2 支部規程第6条の4項に沿い、支部長の任期は2年とし再任を妨げない。
- 3 支部長は、「支部コンプライアンス・倫理内規」を確認し、その内容を遵守しなければならない。

## (副支部長)

第4条 本支部に副支部長1ないし2名を置く。

- 2 副支部長は支部長が社員から推薦し、支部社員総会で選任する。
- 3 副支部長は支部長を補佐し、支部の統括・運営にあたる。
- 4 副支部長は支部長に事故あるときはその職務を代行する。
- 5 副支部長の任期は支部長の任期に準じ、再任を妨げない。
- 6 **副支部長は、「支部コンプライアンス・倫理内規」を確認し、その内容を遵守しなければならない。**

## (支部役員)

第5条 支部役員は、支部規程第7条1項に沿い、支部所属理事の他、本支部に所属する社員が就任する。その他にも支部役員として必要な人物がいる場合は、支部長が推薦する。

- 2 期中において社員の交代があった場合は支部役員も変更となるが、就任期間は前任者を引継ぐこととする。
- 3 支部役員は、「支部コンプライアンス・倫理内規」を確認し、その内容を遵守しなければならない。

## (支部監事)

第6条 支部規程第8条1項に定める支部監事の定数は、本支部においては1ないし2名とする。

- 2 支部規程第8条2項に定める支部監事の選出について、本支部においては、支部業務に精通している者を1名、支部運営から独立性をもった者を1名、支部長が候補者を会員から選出することとする。なお独立性を鑑み、支部役員、支部幹事との兼務は不可とする。
- 3 支部監事は、「支部コンプライアンス・倫理内規」を確認し、その内容を遵守しなければならない。

## (支部幹事)

第7条 支部規程第9条に定める支部幹事は、本支部においては支部事務局担当幹事1名、JCS-ITC担当幹事1名、禁煙推進担当幹事1名とし、副支部長、支部役員、支部評議員との兼務も可能とする。

- 2 支部幹事は、「支部コンプライアンス・倫理内規」を確認し、その内容を遵守しなければならない。
- 3 支部事務局担当幹事ならびに JCS-ITC 担当幹事は、それぞれの業務における月度毎の収支状況をモニタリングし、予算進捗確認を行わなければならない。予算に対し収支悪化の場合は、対策を検討し支部長へ報告すること。また収支改善の場合は、その資金活用方法について検討し副支部長に相談し、重要性に応じて支部長へ報告することとする。

- 4 JCS-ITC 担当幹事は、本支部所属の会員かつ JCS-ITC ファカルティの有資格者の中から選出することとする。
- 5 支部幹事は、それぞれの業務において投資（JCS-ITC 講習会用のマネキン、事務局運営用のパソコン等）が必要な場合は、事業計画、予算において明確化し、支部役員会・支部社員総会において発言し、承認を得なければならない。

（支部評議員）

- 第 8 条 支部規程第 10 条に定める支部評議員は、支部役員 2 名の推薦により選出し、支部役員会及び支部社員総会において承認する。
- 2 候補者は、各地方会開催予定日より 15 日以前に所定の用紙を用いた履歴書、業績書及び支部役員 2 名が署名・捺印した推薦書を、地方会会長を経て支部役員会に提出する。
  - 3 支部評議員の被推薦資格は、以下の 3 項をすべて満たすこととする。
    - 1) 63 歳以下で 7 年以上日本循環器学会会員であること。
    - 2) 講師又は医長以上及びこれに準ずる者。または女性医師にあつては四国女性医師の会委員経験者であること。
    - 3) 日本循環器学会学術集会または地方会において、過去 5 年間に 3 演題以上発表していること（共同演者でよい）。ただし基礎研究者については別途考慮する。
  - 4 支部評議委員会に正当な理由なく 3 回連続して欠席した者、退会した者、四国地区から移動した者は、支部評議員の資格を喪失する。ただし、中国・四国地区間の移動に限り、資格の継続を認めることとする。

（地方会会長）

- 第 9 条 地方会会長は、「支部コンプライアンス・倫理内規」を確認し、その内容を遵守しなければならない。
- 2 地方会会長は、「**医学系研究の利益相反に関する共通指針の細則**」に定められた様式の利益相反の自己申告書（**就任時の前年から過去 3 年間**）を**日本循環器学会事務局**へ提出しなければならない。
  - 3 地方会会長は、地方会開催日程の決定を行う。
  - 4 地方会の主題および演題の選定および採択は、会長が裁量する。
  - 5 地方会実施にあたり、会長の推薦にて事務局長を任命してよい。事務局長は、会長からの指示に基づき、地方会運営を補助することとする。

（支部功労会員）

- 第 10 条 支部規程第 4 条 2 項に定める支部名誉会員は、本支部においては功労会員と称し、四国地区単独の支部社員総会において選任する。
- 2 支部功労会員の被推薦資格は、支部社員総会開催年度において年齢 65 歳に達した評議員で、継続して日本循環器学会会員であることとする。
  - 3 支部功労会員は、支部評議員会に出席し、意見を述べることができる。
  - 4 支部功労会員は、永年資格とする。

（支部役員会、支部社員総会）

- 第 11 条 支部規程第 12 条に定める支部役員会は、本支部所属の社員が全て含まれるため、支部規程第 13 条の支部社員総会と同時開催することとする。

（支部事務局業務）

- 第 12 条 支部規程第 15 条における支部事務局業務は、事務局担当幹事を補佐し、円滑に業務を遂行することを目的として、本業務に従事する人員を支部役員会の承認のもと採用しても構わない。雇用条件の変更がある場合は、支部社員総会での承認を必要とする。

## (地方会)

- 第 13 条 支部規程第 16 条 1 項に定める地方会について、本支部は原則として毎年 2 回地方会を開催する。うち 1 回は中国支部との合同開催とし、その会長は交互に務めるものとする。
- 2 地方会の名称は、第〇〇回日本循環器学会四国地方会とし、中国との合同開催の場合は第△△回日本循環器学会中国・四国合同地方会とする。
  - 3 前条に定める支部役員会・支部社員総会は、四国地方会の際に開催することとし、中国・四国合同地方会においては開催しない。
  - 4 中国・四国合同地方会における支部評議員会は、中国支部長ならびに四国支部長の合意のもと、両名が各支部に対して招集し、揃って議長を務める。
  - 5 地方会運営に関するその他の事項は地方会運営要領に定めることとする。

## (JCS-ITC 講習会)

- 第 14 条 支部規程第 17 条 1 項に定める JCS-ITC 講習会について、本支部は JCS-ITC 担当幹事との協議により高知事務局において事務業務（受講者への連絡、受講料受付・謝金や立替金の精算等）、支部事務局において会計入力業務を行う。
- 2 JCS-ITC 講習会の事務業務については JCS-ITC 講習会事務要領に定めることとする。

## (ダイバーシティ委員会)

- 第 15 条 **ダイバーシティ委員会**と連携して四国支部での女性循環器医師の活動を支援する。
- 2 委員は、支部役員が会員から各県 1 名ずつ推薦し、支部役員会において選任する。
  - 3 **ダイバーシティ委員会**は四国地方会と同時に、年 1 回開催する。
  - 4 **ダイバーシティ委員会は四国地方会、隔年で中国・四国合同地方会でのダイバーシティセミナーを開催する。**
  - 5 女性循環器医師の活動のあり方などについて協議する。
  - 6 地方会会長の求めに応じて地方会の運営についての諮問を行う。
  - 7 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

## (若手委員会)

- 第 16 条 **若手委員会**と連携して四国支部での若手医師の活動を支援する。
- 2 委員長は役員会の議を経て、支部長が委嘱する。委員長の任期は 2 年とし、再任は認めない。
  - 3 委員は、就任時 40 歳までの医師とする。支部役員が会員から各県 2 名ずつ推薦し、支部長が委嘱する。委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
  - 4 **若手委員会は四国地方会と同時に、年 1 回開催する。**
  - 5 **若手委員会は四国地方会、隔年で中国・四国合同地方会での若手医師教育セミナーを開催する。**
  - 6 **若手医師の活動のあり方などについて協議する。**
  - 7 **地方会会長の求めに応じて地方会の運営についての諮問を行う。**

## 附則

- 1) この内規は、平成 27 年 12 月 1 日から試行期間とし、平成 28 年 4 月 1 日から完全実施とする。
- 2) この内規改正は、支部役員会において審議し、支部社員総会にて決定する。
- 3) この内規は、令和 3 年 4 月 1 日から完全実施とする。改正、令和 2 年 12 月 12 日
- 4) **この内規は、令和 4 年 4 月 1 日から完全実施とする。改正、令和 3 年 12 月 日**



## 一般社団法人日本循環器学会 四国支部 地方会運営要領

この地方会運営要領は、一般社団法人日本循環器学会四国支部（以下「本支部」という）において地方会を円滑に運営するために必要な事項を規定する。

## （広報）

1. 地方会会長は、地方会開催日程、会場、地方会会長事務局の担当者が決まり次第、本支部へ報告する。本支部は「地方会開催連絡票」を本会へ提出するとともに、本支部ホームページに情報を掲載することとする。
2. 本支部地方会に関する事項は、本会の会告及びその他の手段により会員に広報する。

## （会計）

3. 地方会会長は、開催前年度の支部役員会・支部社員総会に出席して、地方会予算及び事業計画の承認を得る。また、支部評議員会にて報告を行う。ただし、地方会会長の出席がかなわない場合は代理を立てることができる
4. 地方会参加費は、正会員 3,000 円、準会員 1,000 円、初期研修医 1,000 円、学部学生無料とする。参加費を変更する場合は支部役員会での承認を必要とする。
5. 地方会運営にあたる企画会社の選定は、会長一任とするが、企画会社手数料が過多とならないことを事前に確認しなければならない。
6. 地方会開催にあたり収入の受入れ、費用の精算の為、会長名において専用口座を開設しなければならない。地方会開催にあたり開設する金融機関の口座名義は、「一般社団法人日本循環器学会四国支部 支部長 ○○○○ 第○○回 四国（中国・四国合同）地方会 会長 ○○○○」とする。口座開設と同時にキャッシュカードを作成する場合は、会長から使用者・保管者を指名し、それ以外のものが利用出来ない体制を構築しなければならない。
7. お届け印、通帳は会長または会長が指名した者が保管する。保管にあたっては必ず施錠し、本人のみが解錠出来る体制としなければならない。
8. 地方会での寄付の受入は、「寄付金取扱規程」に基づき対応する。なお寄付金受入先について、本会が禁煙宣言を行っている学会であることを鑑み、本会学術集会同様、日本たばこ産業・鳥居薬品からの寄付受入は禁ずる。
9. 中国との合同地方会において**ダイバーシティセミナー**を実施する場合は、本支部及び中国支部より講師招請経費を補助する。ただし上限を 20 万円とし、両支部がその 1/2 ずつを負担する。四国地方会にて**ダイバーシティセミナー**を実施する場合には、本支部より上限 10 万円の講師招請経費を補助する。
10. 地方会当日の現金（参加費）の取扱いについて、不正や過誤が発生しないよう関係するスタッフの教育を十分行わなければならない。
11. 地方会当日に徴収した参加費について、当日中に口座入金するか金庫に保管することとする。地方会終了後、翌営業日には口座入金することとする。
12. 教育講演の招請者への待遇について、謝金は演者が会員の場合はなし、非会員の場合は 30,000 円（源泉税抜）、交通費は他支部会員・非会員の場合のみ実費支給とする。支給は地方会当日、直接本人へ現金対応とする。これ以外の対応を行う場合は、支部役員会での承認が必要とする。
13. **ダイバーシティ委員会および若手委員会が行うセミナーの招請者への待遇について、謝金は演者が会員の場合はなし、非会員の場合は上限 20,000 円（源泉税抜）、交通費は他支部会員・非会員の場合のみ実費支給とする。支給は地方会当日、直接本人へ現金対応、または後日振込対応とする。これ以外の対応を行う場合は、支部役員会での承認を必要とする。**
14. 地方会で支払われた謝金及び給与の源泉所得税は、マイナンバー制度への変更に伴い、運営委託会社で対応すること。また、リスト作成は地方会会長事務局あるいは運営事務局で行う。



15. 地方会経費の精算は、リスク管理の観点から現金での精算を禁じ、原則請求書対応とする。請求書対応が難しい場合は、企画会社・スタッフによる立替精算を行い、後日レシートや領収書をもとに精算する。
16. 地方会終了後、余剰金が発生した場合は支部管轄の地方会繰越金専用口座に振り込む こととし、地方会開催に関係無い備品等の購入に充ててはならない。その後、口座は解約すること。
17. 地方会の経費精算は、原則地方会終了後 2 か月以内に完了させ、入出金に係るすべての証憑を本支部に提出しなければならない。外部の団体から助成金・補助金を受けた場合は、交付決定通知書の控えも提出すること。
18. 地方会会長は、開催次年度の支部役員会・支部社員総会、支部評議員会に出席して、地方会決算及び事業内容の報告を行う。ただし、地方会会長の出席がかなわない場合は代理を立てることができる。
19. 地方会開催前に企画会社に開催準備金を渡すことを固く禁じる

(会議)

20. 支部役員会・支部社員総会を地方会前日に開催する。議案書及び議事録は本支部事務局が作成することとする。地方会会長事務局は、本支部の求めに応じて当日の受付及び 配布資料の準備等を行う。
21. 支部評議員会を地方会当日（2 日間開催される場合はその初日）に開催する。議案書及び議事録は本支部が作成することとする。地方会会長事務局は、本支部の求めに応じて 当日の受付及び配布資料の準備等を行う。
22. 地方会における華美な懇親会の開催を禁じる。

(演題募集)

23. 地方会会長は、演題募集スケジュールを決定し、「地方会演題募集ホームページ利用申請書」を本会及び本支部へ提出する。演題募集の開始日・締切日は前後に祝日のない火曜日から木曜日で設定すること。申請書の提出期限はオンライン演題募集システム利用開始の 2 カ月前とする。
24. オンライン演題募集システムの管理者用 ID 及びパスワードについては本部より地方会会長事務局へ通知する。なお、パスワードについては、本部が毎年度更新することとし、変更後のパスワードを本会に通知する。
25. 募集締切日延長等の連絡は、混乱を避けるために必ず本会経由で行うこととする。

(専門医単位登録)

26. 地方会会長は、詳細が決まり次第「教育セッション開催届」ならびに「DVD セッション開催届」を本会及び本支部へ提出しなければならない。
27. 地方会会長事務局は、地方会時に専門医単位登録（地方会参加 5 単位、教育セッション 参加 3 単位、DVDセッション参加 2 単位）を行うこととするが、本会から明示された「単位登録の運営方法について」に沿って対応しなければならない。
28. 教育セッション及びDVDセッションの専門医単位登録は、不正やミスを防止するため、時間を限定して行わなければならない。(例：セッション開始 30 分前から終了 30 分前)
29. DVDセッションについて、同じ内容の講演会を学術集会及びインターネットで聴講したことがある会員は、単位加算ができない。地方会会長は事前にプログラム等でその旨を告知し、当日も会場に掲示すること。

(プログラム・抄録)

30. プログラム・抄録については、事前の冊子配布を行わず本会ホームページに掲載する。本会ホームページへの掲載にあたり、抄録著者による校正は行わない。訂正等がある場合には、地方会終了後速やかに本会へ連絡することとする。なお、地方会会長事務局は、その旨をプログラ

ムに記載し会員に告知すること。

31. プログラム完成後、本支部へ 2 部、本会へ 5 部、合同地方会では中国支部へも 2 部を送付すること。
32. 地方会会長は、抄録データを本会に提出しなければならない。当日発表されなかった演題は抄録データとして扱わない。

(演題発表)

33. **地方会** 演者は、発表前のスライドにおいて定められた様式「利益相反の自己申告書」(過去 3 年間)を提示する必要がある。
34. **禁煙推進の観点から、喫煙歴については、冠危険因子・既往歴等として記載するものとする。**
35. 地方会会長は、YIA セッション、研修医セッション、コメディカルセッションなど、独自の企画を実施することができる。応募資格、選考方法等は会長の裁量に一任することとし、これにかかる副賞等の費用は地方会経費に計上するものとする。

(その他)

36. 会員への印刷物送付等の必要が生じた場合、本会へ「会員名簿・あて名作成依頼書」を提出して会員名簿及び宛名ラベルを請求することができる。会員情報のデータでの受け取りは原則不可とするが、例外的に申請する場合は、誓約書に会長の署名及び捺印が必要となる。
37. 地方会開催地については、公平を期すため各県で順番に開催する。なお、その順番は四国地方会、中国・四国合同地方会それぞれ別個のものとする。

附則

- 1) この要領は、平成 27 年 2 月 1 日から試行期間とし、平成 28 年 4 月 1 日から完全実施とする。この要領改正は、支部長の判断に基づき、支部事務局にて変更して良い。なお、変更時は、支部役員会での追認が必要となる。
- 2) この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から完全実施とする。改正、平成 30 年 12 月 14 日
- 3) この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から完全実施とする。改正、令和 2 年 12 月 12 日
- 4) **この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から完全実施とする。改正、令和 3 年 12 月 日**

## 一般社団法人日本循環器学会四国支部 若手委員会内規

## (総則)

第1条 この内規は、一般社団法人日本循環器学会四国支部に若手委員会(以下「本委員会」という)を運用するために必要な事項を規定する。

## (目的)

第2条 本委員会は、研修医・医学生に対し循環器疾患に興味を持ってもらい、将来的には循環器系医師へ就くことへの促しを目指し、四国支部における若手医師教育セミナーなどの開催の企画・立案・実施に当たることを目的とする。

## (組織)

第3条 本委員会は、委員長1名、副委員長1名、委員若干名を以て組織する。

## (委員)

- 第4条 委員長は役員会の議を経て、支部長が委嘱する。委員長の任期は2年とし再任は認めない。
- 委員の年齢は 就任時 40 歳以下の医師とする。
  - 委員は、各県から2名を役員の推薦を経て、支部長が委嘱する。
  - 委員、副委員長の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし 45 歳を超えて再任しない。委員の事情により変更は可能とする。
  - 委員長、副委員長、委員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

## (委員会)

- 第5条 本委員会は委員長が招集し、議長となる。
- 委員会の審議事項で特例が発生するような場合は役員会に報告し、承認を得なければならない。
  - 本委員会は第2条の目的を達成するために、四国地方会、隔年で中国・四国合同地方会に向けて会を執り行うこととする。
  - 委員長が必要と認めた場合、委員以外の者にオブザーバーとして出席を要請し、意見を求めることができる。
  - 委員会開催の都度、議事録を作成し、これを事務局にて保存する。

## (活動内容)

- 第6条 本委員会は、第2条の目的達成のために活動する。
- 四国地方会、隔年で中国・四国合同地方会での若手医師教育セミナーを企画立案・実施をする。

3. ウェビナーを用いて若手医師、医学生へのセミナーの企画・実施することができる。
4. 地方会の時に開催される役員会に委員長が出席する。
5. 委員長の出席がかなわない場合は代理を立てることができる。役員会において活動内容を報告する。
6. セミナー開催企画案・開催報告書を支部事務局に提出する。
7. 国内外の関連学会・団体等との情報交換および連携を図る。

(支部貢献)

第7条 本委員は支部に貢献していることを認め、FJCS 審査に際し評価点を付与する。

(予算)

第8条 委員長は、地方会にて開催する若手医師教育セミナーなどについて業務計画を立て、その遂行に必要な予算は企業等と共催してもよい。企業等にて負担が難しい場合は地方会会長と相談する。

2. 若手医師教育セミナーの招請者への待遇として、演者への謝金額は地方会運営要領（会計）の項に準ずるものとし、地方会当日、直接本人へ現金対応、または後日振込対応とする。

(報告)

第9条 委員長は、任期終了時においては、任期中の活動内容を次期委員会へ引き継がなければならない。

(改廃)

第10条 この内規の改廃は、役員会において審議し、承認を得なければならない。

附則 この内規は、令和3年9月1日から施行する。

## JCS-ITC 四国支部 AHA ECCコース開催 (2020.12~2021.11)

コース開催日	コース種別	受講者数	会場
2020.12.20	BLS	10	高知大学医学部附属病院
2021.01.16-17	ACLS	5	徳島赤十字病院
2021.01.21	BLS (業務内コース)	8	坂出市立病院
2021.01.23-14	ACLS	12	近森教育研修センター
2021.01.30	BLS	6	徳島赤十字病院
2021.01.30	BLS	10	高知大学医学部附属病院
2021.01.31	BLS	10	高知大学医学部附属病院
2021.02.04	BLS (業務内コース)	3	坂出市立病院
2021.02.06	BLS	6	近森教育研修センター
2021.02.06-07	ACLS	6	近森教育研修センター
2021.02.20	BLS	10	高知大学医学部附属病院
2021.02.21	BLS	10	高知大学医学部附属病院
2021.02.23	BLS	20	穴吹医療大学校
2021.02.27	BLS	20	穴吹医療大学校
2021.02.28	BLS	20	穴吹医療大学校
2021.03.06-07	ACLS	6	徳島赤十字病院
2021.05.08-09	ACLS	6	徳島赤十字病院
2021.05.29	BLS	12	高知大学医学部附属病院
2021.05.30	BLS	12	高知大学医学部附属病院
2021.06.05	BLS	12	高知大学医学部附属病院
2021.06.06	BLS	10	高知大学医学部附属病院
2021.06.12	BLS	10	高知大学医学部附属病院
2021.06.13	BLS	9	高知大学医学部附属病院
2021.06.13	BLS	4	坂出市立病院
2021.07.10	BLS	17	穴吹医療大学校
2021.07.11	BLS	17	穴吹医療大学校
2021.07.17	BLS	17	穴吹医療大学校
2021.07.18	BLS	16	穴吹医療大学校
2021.07.31	HC-BLS	4	徳島赤十字病院
2021.08.07	BLS	9	香川県立済生会病院
2021.08.08	BLS	9	香川県立済生会病院
2021.08.21	BLS	6	徳島赤十字病院
2021.09.23	BLS	6	徳島赤十字病院
2021.10.16-17	ACLS	6	徳島赤十字病院
2021.11.07	BLS	3	坂出市立病院
2021.11.23	BLS	10	高知大学医学部附属病院
2021.11.27	BLS	18	四国医療専門学校
2021.11.28	BLS	18	四国医療専門学校
	合計	393	人

コース種別内訳	開催回数	受講者数
ACLSプロバイダーコース	6回	41人
ACLS-EPコース	0回	0人
BLSプロバイダーコース	29回	337人
HC-BLSプロバイダーコース	1回	4人
BLSプロバイダーコース (業務内コース)	2回	11人
ハートセイバーCPRAEDコース	0回	0人

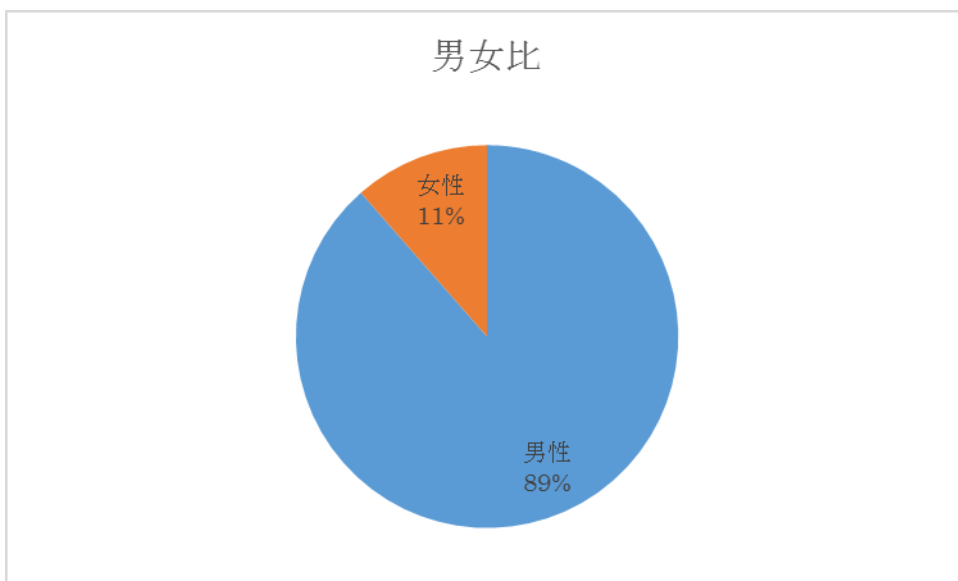
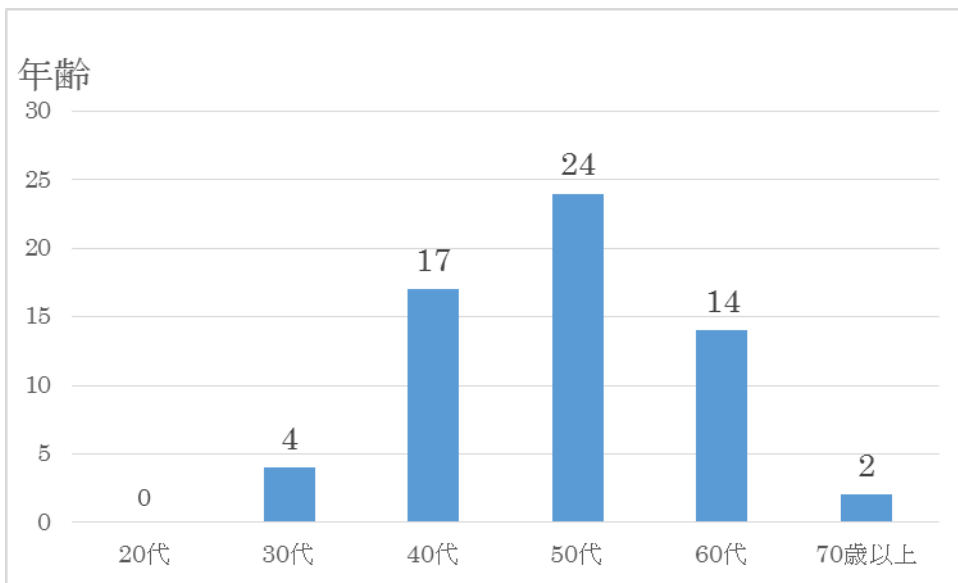
## 日本循環器学会四国支部 2021 禁煙推進アンケート 結果

本部にメールアドレスの登録のある医師会員 910 名にアンケート依頼を送信。  
令和 3 年 11 月 29 日までの 2 週間を回答期間とした。

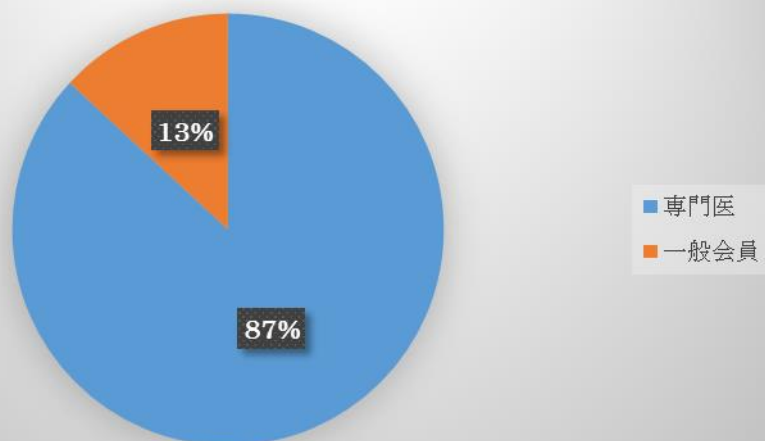
9 名が宛先不明。返信 61 名

回答率 61 名/901 名=6.8%

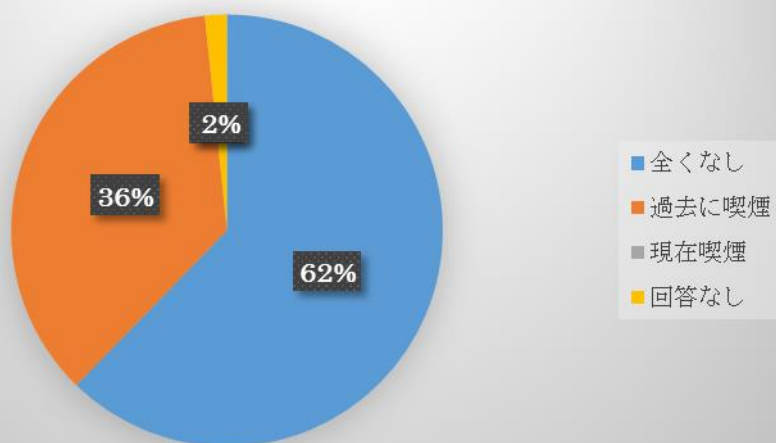
## 1)回答者について



### 専門医



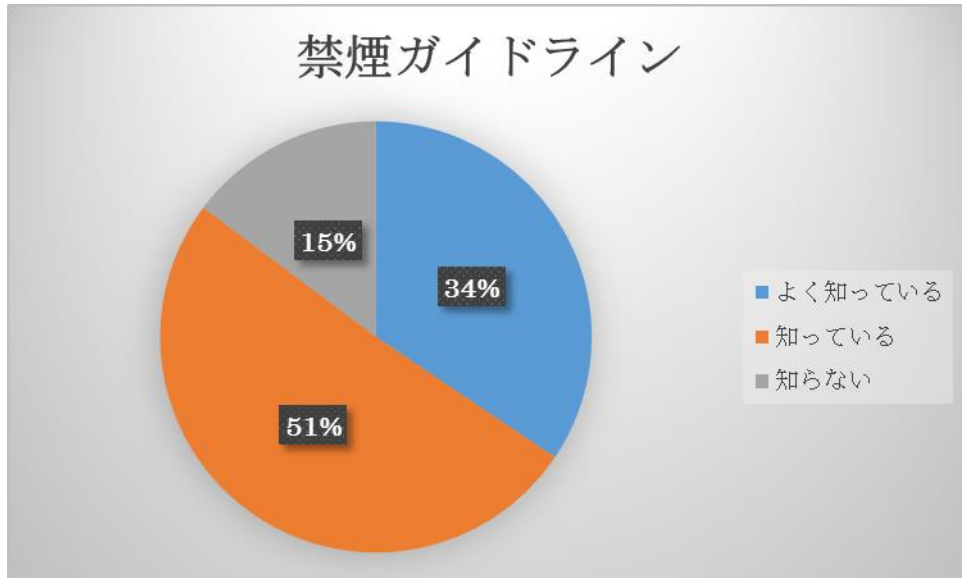
### 喫煙歴





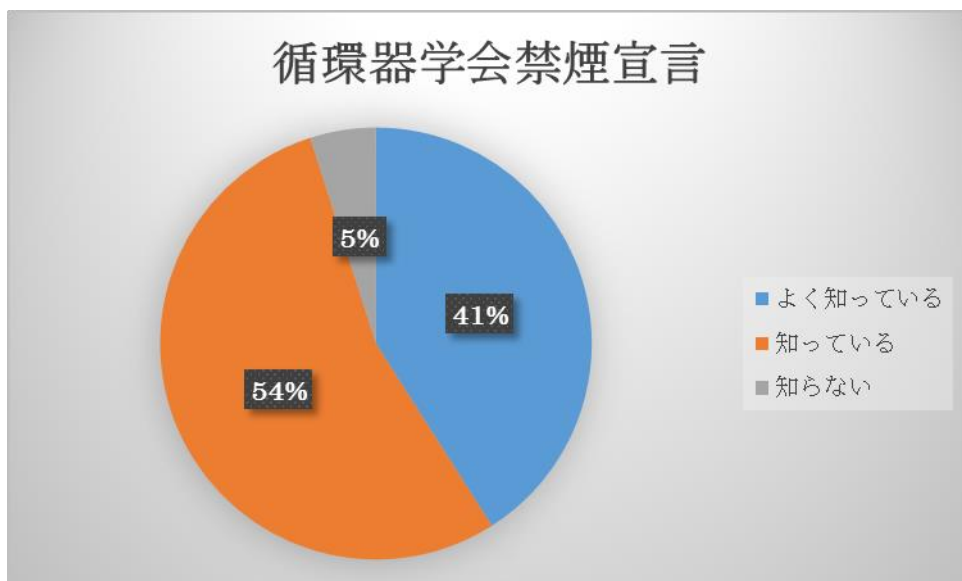
- 1) 2) 「喫煙は“喫煙病（依存症＋喫煙関連疾患）”という全身疾患であり、喫煙者は“積極的禁煙治療を必要とする患者”という認識が基本精神である、循環器学会を含め禁煙関連 9 学会合同研究班による「禁煙ガイドライン」を知っていますか？

<https://www.j-circ.or.jp/cms/wp-content/uploads/2020/02/JCS2010murohara.d.pdf>



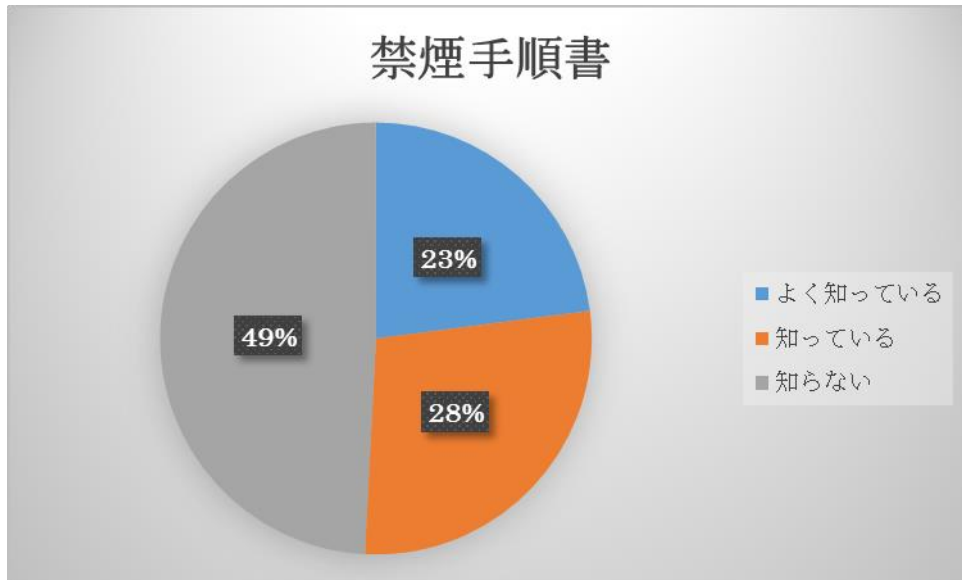
- 2) 3) 「本学会会員および専門医は、全員非喫煙者であることを目指す」等の目標を掲げた日本循環器学会新禁煙宣言 2013 を知っていますか？

<http://j-circ.or.jp/kinen/sengen/Japanese2013.pdf>

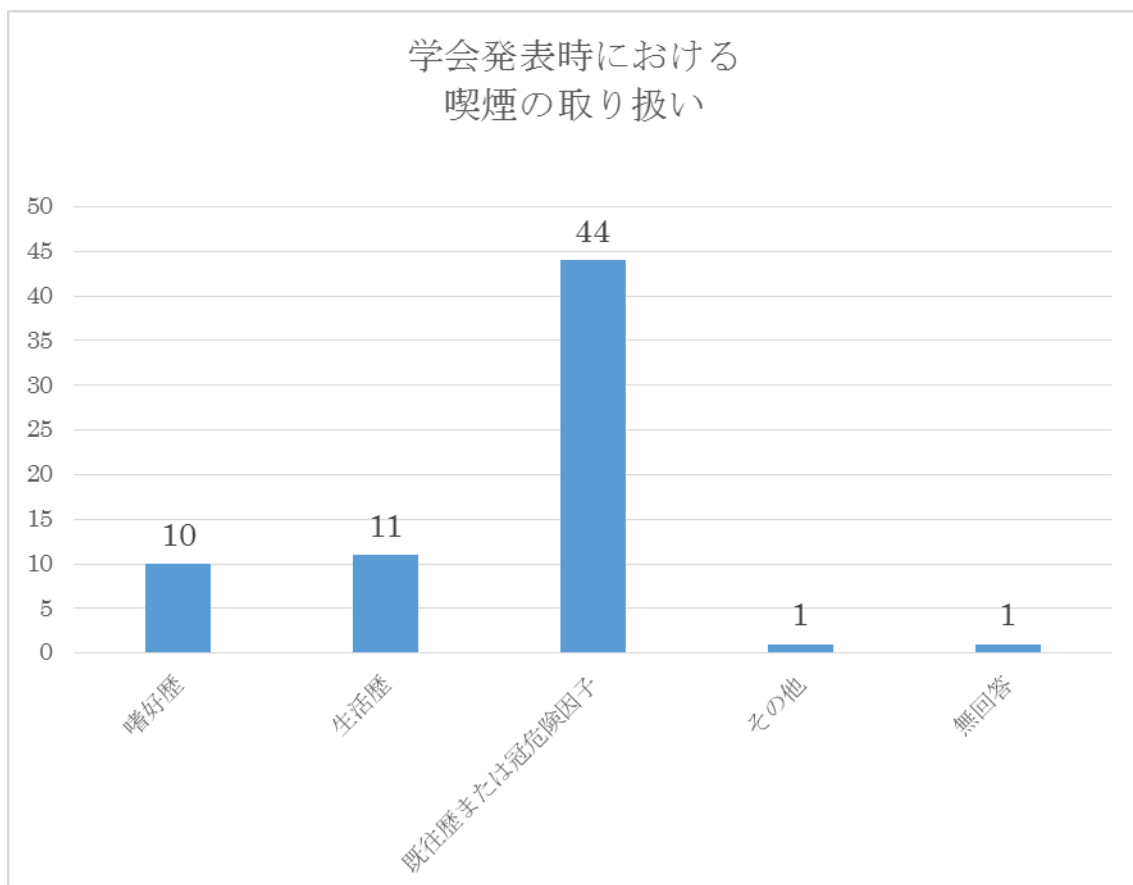


3) 「禁煙治療のための標準手順書」を知っていますか？

[http://j-circ.or.jp/kinen/anti\\_smoke\\_std/pdf/anti\\_smoke\\_std\\_rev8.pdf](http://j-circ.or.jp/kinen/anti_smoke_std/pdf/anti_smoke_std_rev8.pdf)



4) 症例報告等の学会発表時の喫煙の取り扱いはどうしていますか？  
(複数回答あり)



## 第 117 回日本循環器学会四国地方会

## 収支決算

【収入の部】		【支出の部】		(単位:円)
収入項目	金額	内 訳	支出項目	金額
1. 参加登録費	1,809,000	計 523 名	1. 事前準備費	2,554,940
1) 医師 (会員・非会員)	1,419,000	@3,000 × 473 名	1) 準備委託費	1,085,315
2) コメディカル	26,000	@1,000 × 26 名	2) 印刷・製作物関係費	1,210,250
3) 初期研修医	23,000	@1,000 × 23 名	3) 各種発送費	259,375
4) 学生	0	@ 0 × 2 名	4) 会議費	0
5) 教育セッション	341,000	@1,000 × 341 名	2. 当日運営関係費	5,985,567
6) プログラム誌	0	@1,500 × 0 名	1) 会場関係費	135,030
2. 抄録広告費 (手数料除く)	220,000		2) 付帯設備費	67,940
1) 後付 1 頁	55,000	@ 55,000 × 1 社	3) 映像機材関係費	5,218,747
2) 後付 1/2 頁	165,000	@ 33,000 × 5 社	4) 看板関係費	79,200
3 共催セミナー共催費	4,840,000		5) 運営要員関係費	0
	880,000	@880,000 × 1 セミナー	6) 備品関係費	0
	3,960,000	@660,000 × 6 セミナー	7) 飲食関係費	0
4. 市民公開講座共催費	550,000	@275,000 × 2 社	8) 招待者関係費	260,000
5. 企業展示	0	@110,000 × 0 社	9) 雑費	226,410
6. 書籍展示	0	@110,000 × 0 社	3. 次期繰越収支差額	626,752
7. 寄付金	850,000			
8. 助成金	900,000			
9. 利息	19			
合 計	9,169,019		合 計	9,169,019

次期繰越収支差額 626,752 円は地方会繰越口座へ送金しました。

上記ご報告いたします。

第 117 回日本循環器学会四国地方会

会長 山口 修

